

白山手取川漁協（内共5~10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

魚種	漁具漁法	規模
あゆ	竿釣	毛針釣及び友釣(ルアー釣を含み、掛針は4本以内とする。)
	流し網	1.統数 1人1統 2.網丈90cm以下、浮子綱の長さ5.5m以下、網目2.8cm以上のもの
	投網	1.統数 1人1統 2.網目2.8cm以上のもの
やまめ（さくらます） 及びいわな	竿釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣 <u>C&R（キャッチ＆リリース）区域においては、釣針はバークレスのシングルフック以外のものを用いてはならない。</u>

R7.12.15変更箇所

(2) 遊漁期間

ア 魚種	イ 区域	ウ 漁法	エ 期間
あゆ	A地区 川北大橋下流端より上流の内共第5号区域内の手取川本流、支流の和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の全域	竿 釣	6月16日から12月31日まで
		流し網	8月1日から12月31日まで
		投 網	
	B地区 内共第5号区域内の大日川、支流の杖川、堂川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の全域	竿 釣	6月16日から12月31日まで
		流し網	8月15日から12月31日まで
		投 網	
	C地区 川北大橋下流端より下流の内共第10号の区域	竿 釣	6月16日から12月31日まで
		流し網	7月21日から12月31日まで
やまめ及び いわな	内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号（やまめに限る）	竿 釣	3月1日から9月30日まで
さくらます	内共第5号、内共第10号		3月1日から6月15日まで

備考 遊漁の期間は、工欄に掲げる期間内で組合が定めて公表する期間とする。

白山手取川漁協（内共5~10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(2) 遊漁期間

- 2 公表は組合及び組合が委託する遊漁証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
3 C地区の流し網、投網の対象者は、平成28年度県網許可受給者で、組合より毎年の遊漁承認証を交付された者に限る。

(3) 禁止区域

漁具漁法	区域	期間
全漁具漁法	<内共第5号> 1. 手取川白山発電用ダム上流端より上流50メートルから下流一の宮大橋下流端までの区域 2. 大日川河野三ヶ用水ダム上流端より上流50メートルから下流大日橋下流端までの区域 3. 白山市杉森町大日川第2発電所ダムより上流50メートルから同ダムより下流100メートルまでの区域 <内共第6号> 1. 板尾大谷川の板尾谷第3号えん堤(白山市河内字板尾ウ部6番地)上流端より上流 2. 直海谷川の直海谷川治山えん堤(白山市河内字奥池夕部1番13地) 上流端より上流 3. 内尾谷川の内尾谷第2号えん堤(白山市河内字内尾ヌ部21の141地) 上流端より上流 <内共第8号> 白山市中宮白山白川郷ホワイトロード料金所ゲートから上流の尾添川本流及び支流の区域	通年
全漁具漁法 (あゆに限る)	<内共第10号> 手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	9月15日から 11月30日まで
網 漁	<内共第5号> 1. 白山市左磯町左磯用水ダムより上流全域 2. 手取川本流明島放水路より下流の内共第5号の区域	通年

(4) 全長制限

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ（さくらます）	15センチメートル

(5) キャッチアンドリリース区間の設置

魚種	区域	期間
いわな及びやまめ	内共第6号直海谷川基点第54号（吹上）から直海谷川第2砂防堰堤（内尾）までの区域	3月1日から 9月30日まで

白山手取川漁協（内共5~10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。組合指定の遊漁証交付場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。ただし、日券は、同欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

魚種	区域	漁具漁法	有効期間	遊漁料		
あゆ	内共第5号、内共第10号 共通	毛針・友釣	1日	2,000円		
		毛針釣	1年	5,000円		
		友釣		8,000円		
	内共第5号	流し網及び投網	1年	13,000円		
やまめ・いわな	内共第5号のうち手取川本流以外及び内共6~9号	竿釣	内共第10号	流し網及び投網（H28年度県許可者に限る）	1年	13,000円
			1日	2,000円		
			1年	6,000円		
			1日	3,000円		
やまめ（さくらます）	内共第5号のうち手取川本流及び内共第10号		1年	10,000円		

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

対象	遊漁料
学齢に達しない幼児、小・中学生・高校生及び女性	無料
70歳以上の高齢者及び障害者手帳保持者	第1項の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た金額(網漁を除く。)